

消費税軽減税率対策セミナー

事業者の皆さん、準備は進んでいますか？

平成 31 年 10 月 1 日から、消費税率が 10% となるとともに、「酒類・外食を除く飲食料
品」及び「週 2 回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）」を対象に消費税の軽減
税率制度が実施されます。軽減税率制度は、飲食料品等の軽減税率対象品目を取り扱う事業者
の方だけでなく、**全ての事業者の方に関係のある制度**です。

当セミナーでは、以下の点を中心にご説明いたします。是非この機会にご参加ください。

- 消費税軽減税率制度とは？
- 事業者の準備・対応と軽減税率対策補助金について
- e-Tax の利用手続きがより便利に！（ID・パスワード方式の導入）



【日 時】 平成 30 年 12 月 12 日（水） 19 時 00 分～20 時 15 分

【場 所】 大津北商工会・本所 2 階会議室（大津市本堅田 3-7-14）

【講 師】 大津税務署 法人課税第 1 部門 統括国税調査官 横手 広介 氏

【参加費】 参加無料

【申込締切】 平成 30 年 12 月 5 日（水）

【申 込】 大津北商工会 本 所 TEL：077-572-0425 FAX：077-572-1140

志賀支所 TEL：077-592-0076 FAX：077-592-0161

※ 下記の参加申込書を FAX 頂くか、お電話にてお申込ください。

12 月 12 日（水） 消費税軽減税率対策セミナー 参加申込書			
事業所名		T E L	
参加者名			